

プロジェクトゆうあい一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3 年 1月1日～令和7年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年 11月～ 相談窓口の設置について検討、体制づくり
- 令和3年 4月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：有給休暇取得率を高める。

<対策>

- 令和2年 11月～ 有給休暇取得についての呼びかけ

<目標値>

- 令和元年度実績：72% →令和6年度：80%を目標